

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月23日

【会社名】 株式会社 J o s h i n
(旧会社名 上新電機株式会社)

【英訳名】 Joshin Corporation
(旧英訳名 Joshin Denki Co.,Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員CEO 高橋 徹也

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役兼社長執行役員CEO高橋徹也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を決定いたしました。なお、事業内容の質的重要性が高いと言えない事業拠点、及び他の指標が適合しない事業については、グループ売上全体に占める割合が僅少で、且つ質的重要性の特に高くない事業拠点等、連結子会社12社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主な事業は家電製品等を取り扱う小売業であり、その特性上、売上規模が直接的に事業の大きさを反映することから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断しました。また、全社的な内部統制が有効であることを踏まえ、当連結会計年度の売上高のおおむね3分の2以上に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。なお、当グループの中核をなす当該主要な事業拠点(株式会社Joshin)を評価対象とすることで、連結売上高の91.0%(9割超)をカバーしております。選定した重要な事業拠点においては、家電製品等の物品販売業という当社の事業特性上、日々の営業活動において最も主要な取引であり、財務諸表に与える金額的及び質的影響が極めて大きいことから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、多数の店舗展開を行う小売業の特性から固定資産の規模が大きく、かつ、経営者による見積りや予測を伴い恣意性が高いため重要な虚偽記載の発生可能性が高い業務プロセスとして固定資産の減損損失に係る業務プロセス等を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。